

## 岡崎市公契約条例に係る特則（指定管理）

### （労働環境の確認）

第1条 指定管理者は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第6条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを岡崎市（以下この特則において「市」という。）が確認するための措置を理解し、その実施について、協力しなければならない。

### （労働者への周知）

第2条 指定管理者は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱（以下この特則において「要綱」という。）に定める労働環境の確認について（様式第1号）を、当該業務が行われる現場等に掲示し、又は書面により交付することで、労働者に対して周知しなければならない。

### （労働環境報告書）

第3条 指定管理者は、要綱に定める労働環境報告書（様式第2号）を作成し、速やかに市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、一部業務を第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、当該委託契約に係る労働環境報告書を作成させ、これを取りまとめて、市に対して速やかに提出しなければならない。なお、一部業務を委託された当該第三者が、更に、委託された業務の一部を他の第三者に対して再委託する場合等の、再委託が複数回行われる際も同様の取扱いとし、すべて指定管理者が当該労働環境報告書を取りまとめて、市に提出するものとする。

3 前項に係る労働環境報告書の提出対象となる一部業務を委託された第三者は、50万円以上の一部業務を受注した者に限るものとする。ただし、当該第三者が、個人事業主の場合、金額の多寡によらず労働環境報告書の提出対象とならない。

### （説明会に対する協力）

第4条 指定管理者は、市が、当該業務が行われる現場等で、労働者を対象とした労働環境の確認に係る説明会を開催する際は、積極的に協力しなければならない。

### （調査に対する協力）

第5条 指定管理者は、市が、要綱の定めるところにより次の各号のいずれかに該当する場合に、指定管理者及び一部業務を委託された第三者に対して聞き取り等の調査を行う際は、積極的に協力しなければならない。

- (1) 労働環境報告書の内容に疑義があったとき
- (2) 要綱第6条に定める申し出を受け、その内容を確認する必要があると認めるとき